

江戸川区新型コロナウイルス感染者に係る在宅生活確保緊急支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に感染した入院ができない在宅要介護者等に介護サービスを提供した介護サービス事業者等に対して、江戸川区が予算の範囲内において、従事手当及びPCR検査の受検費用を助成するとともに、介護サービス事業者等に対して、感染予防物品の提供を行うこと（以下「支援事業」という。）により、江戸川区内の在宅要介護者等に対する介護サービスを確保し、もって在宅要介護者等が必要なサービスを継続的に受けることができるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 介護サービス事業者等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同法第115条の45第1項第1号に定める第1号事業（同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者による実施に限る。）を行う者その他江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業を行う者をいう。
- (3) 在宅要介護者等 江戸川区の介護保険被保険者であつて、在宅において介護を行う者が不在であり、かつ、在宅での生活を確保するための介護が不可欠なものその他区長が必要と認める者をいう。
- (4) 感染者 在宅要介護者等であつて、新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された日から経過観察終了と診断された日又は入院等により在宅療養が終了となった日のいずれか早い日までの間にあるものをいう。
- (5) PCR検査 新型コロナウイルス感染症に係る核酸検出による検査の実施をいう。
- (6) 感染予防物品 新型コロナウイルス感染症予防に係る防護服、ゴーグル、マスク、手袋等をいう。

(対象者)

第3条 支援事業の対象者は、次条第1号及び第2号に規定する事業にあつては感染者に対して介護サービスを提供した介護サービス事業者等とし、同条

第3号に規定する事業にあつては感染者に対して介護サービスを提供しようとする介護サービス事業者等とする。

(支援事業)

第4条 支援事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 感染者に対する介護サービスの提供に係る業務に従事した者(以下「従事者」という。)に支給する従事手当に対する助成金(以下「従事手当助成金」という。)の交付
- (2) 感染者に対する介護サービスの提供の終了後に、従事者が受検したPCR検査の受検費用に対する助成金(以下「PCR検査助成金」という。)の交付
- (3) 感染者に対して介護サービスを提供しようとする介護サービス事業者等に対する感染予防物品の提供

(暴力団等の排除)

第5条 介護サービス事業者等が、暴力団(江戸川区暴力団排除条例(平成24年7月江戸川区条例第37号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)である場合又は介護サービス事業者等の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等(同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)である場合は、この要綱に基づく助成金及び物品の交付対象としない。

(交付額)

第6条 従事手当助成金及びPCR検査助成金(以下「助成金」という。)の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 従事手当助成金 従事者一人当たり、従事日数1日につき5,000円とする。ただし、最大で14日分までとする。
- (2) PCR検査助成金 従事者一人当たりPCR検査1回につき1,000円とする。ただし、PCR検査の受検費用が生じた場合に限るものとし、感染者1名当たり、PCR検査助成金を交付する回数は1回までとする。

2 前項に定める金額は、従事者が介護サービスを提供した感染者ごとに算出するものとする。

(感染予防物品の提供)

第7条 区長は、感染者に対して介護サービスを提供しようとする介護サービス事業者等から、感染予防物品の要望があつた場合は、必要数を確認の上、当該介護サービス事業者等に感染予防物品を提供するものとする。

2 前項に規定する感染予防物品の提供は、無償とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする介護サービス事業所等(以下「申請者」

という。)は、交付申請書(請求書兼口座振替依頼書。以下「申請書」という。)に口座情報を添えて区長に提出するものとする。

(助成金の決定及び交付)

第9条 区長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を申請者へ通知するものとする。この場合において、助成金の交付決定をしたときは、申請者が指定する口座に、速やかに助成金を支払うものとする。

(実績報告)

第10条 前条の規定に基づき助成金の交付を受けた介護サービス事業所等(以下「交付決定者」という。)は、実績報告書を、交付を受けた日から30日以内に区長へ提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 区長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の取消しを決定したときは、交付決定取消通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 区長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めがない事項については、江戸川区補助金等交付規則(昭和42年3月江戸川区規則第3号)の定めるところによる。

(様式)

第14条 この要綱の施行について必要な様式は、福祉部長が別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年2月12日から施行し、同年1月1日から適用する。